

制 度

住民課
住民年金係

**平成19年4月1日から
児童手当制度が拡充**

急速な少子化の進行等を踏まえ、若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図る観点から、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額を、第1子及び第2子について倍増し、出生順位に関わらず、一律月1万円となりました。

なお、3歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢及び所得制限限度額については、現行どおりです。

0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当		
	(現 行)	(改 正)
第1・2子	月額5千円	月額1万円 (倍増)
第3子以降	月額1万円	月額1万円 (現行どおり)
※ 3歳以上は現行どおり		

※ 今回の改正では、受給者から特段の手続きを行う必要はありません。なお、平成19年4月から3歳未満の児童手当等の額は、一律月額1万円となりますが、3歳到達後の翌月からは、第1子及び第2子の手当額は、5千円となります。

問合せ 住民課住民年金係(☎65・3301)

急 募

水道料金の集金人さんを、募集します。募集人員は1名です。

資格要件[締切 4月27日(金)]

- ① 桂川町に住所を有する方
- ② 健康状態が良好な方
- ③ 保証人 2名(町内在住者)

申込先 桂川町役場 水道課
(☎65・3241)

献 血

桂川町社会
福祉協議会

**献血に
ご協力ください**

日 時 4月23日(月)

(午前) 10時～12時30分
(午後) 13時30分～15時
30分

場 所 総合福祉センター
「ひまわりの里」

※献血当日は、ご本人の確認できる証明書(運転免許証・健康保険証・学生証等)をご持参ください。

問合せ 桂川町社会福祉協議会(☎65・2271)

環 境

保険環境課
生活環境係

5月連休のし尿くみ取り・燃えるゴミ・粗大ゴミ収集の休み

○し尿のくみ取り

○燃えるゴミの収集

5月3日(木)から5日(土)の三日間は、お休みです。

○粗大ゴミの収集

5月2日(第1水曜日)・5月3日(第1木曜日)は通常どおりで、5月4日(第1金曜日)収集分は、5月1日(第1火曜日)へと変更します。(今回のみの変更)

曜日の変更

3月6日に各戸配布しました「平成19年度 健康カレンダー」で、健康体操教室の曜日が都合により、変更になりました。

(変更前) 毎週水曜日

(変更後) 毎週金曜日

問合せ 桂川町総合体育館
(☎65・5145)

